

龍ヶ崎市立松葉小学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

いじめ防止等に関する基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

(1) いじめを許さない学校づくりのために （発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）

- ① いじめ問題に取り組むための組織
 - ・ いじめ対策組織の設置
 - ・ 実態把握と関係機関との連携
- ② 児童のよさを伸ばす教師のかかわり
 - ・ 児童の人格を大切にするかかわりと支援
- ③ 学年・学級経営の充実
 - ・ 自他のよさを認め合える関係づくり
 - ・ 人権意識の高揚
- ④ 授業における生徒指導
 - ・ 毎時間の授業において「分かる授業」の実践
 - ・ 協働的、探究的な学習の推進
- ⑤ 児童会活動の充実
 - ・ 児童が「つくりあげた松葉スローガン」の意識化

命を大切に 人に優しい 松葉っ子

（R7）
- ⑥ 道徳教育や体験活動の充実
- ⑦ 学校行事の充実
- ⑧ 発達支持的生徒指導の取組

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために （課題早期発見対応）

- ① 教師と児童とのかかわり
 - ・ 児童一人一人の小さなつぶやきの受けとめ
 - ・ 休み時間の児童の様子観察
 - ・ いじめの問題への早期認知
- ② 学校生活（いじめ）アンケートの実施
 - ・ 「シャボテン」（毎日入力）
 - ・ いじめアンケート（毎月実施）
 - ・ 「QUテスト」（年2回実施）
- ③ 教育相談の充実
 - ・ 全児童との計画的な教育相談の実施
 - ・ 養護教諭やさわやか相談員、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実
 - ・ 学級集団の背景や学級の成果と問題点を考えた教職員研修の充実
- ④ 家庭、地域との連携
- ⑤ 関係諸機関との連携
- ⑥ いじめ問題に関する研修
 - ・ 事例研修を通し、いじめに対する教職員の意識を高める。
- ⑦ 「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」の活用

(3) いじめを認知した場合の適切な対応 （困難課題対応的生徒指導）

- ① いじめ問題に取り組むための組織
 - ・ いじめ対策組織の設置
- ② いじめへの対応
 - ・ 児童の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ対策組織で検討し、複数の職員で対応に当たる。
- ③ 関係機関との連携

茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月1日）

〇いじめを「しない、させない、許さない。」が合言葉

【基本理念】

- 1 児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。
- 2 児童生徒の「生命及び心身」を最優先で保護するため、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。
- 3 児童生徒が自らを大切に、そして他者を思いやる心を醸成し、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指す。